

平成24年第3回甲良町議会臨時会会議録

平成24年7月13日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定について
第3 議案第33号 平成24年度一般会計補正予算（第3号）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
水道課長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	社会教育課長	池田弥太郎
総務課参事	中川雅博	学校教育課長	橋本悟

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来正恵

(午前 11 時 00 分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は 12 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 24 年第 3 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 丸山恵二議員および 9 番 金澤議員を指名いたします。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成 24 年第 3 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで若干の行政報告をさせていただきます。

今月 2 日から政府による夏の節電期間が始まっています。関西電力大飯原発 3 号機がフル稼働したことにより、今夏の節電目標が 15% から 10% に緩和されましたが、役場においても緑のカーテン、ノー残業デーの実施、また、庁舎の電気の数を減らしたり、エアコンの使用温度を 29 度に上げるなど、できる範囲で節電対策を実施しておりますので、ご協力のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

また、7 月 3 日には議会の仕組みを学び、議員活動を体験する中学生議会が開催されました。この中学生議会は、町教育委員会が主催し、6 年前から毎年実施をしております。今年も中学 1 年生 62 人の生徒から、議長 1 人、書記 2 人、議員 10 人が選ばれ、一般質問を行い、また、町側は後継者育成のため、参事、課長補佐級で答弁を行いました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説

明申し上げます。

議案第33号は、平成24年度一般会計補正予算（第3号）。124万円を増額し、補正後の予算を37億8,215万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では、財政調整基金繰入金の減額、諸収入における過料の増額、歳出では、商工振興費の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜り、適切な議決および同意を賜りますことをお願い申し上げます。

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第33号を議題といたします。

山田議員に申し上げますが、本議案につきましては予算の議題でございますので、除斥の対象とはなりません。しかし、自主的に本人が退場を求められる場合は退場することが可能ですが、どうされますか。

○**山田議員** いえ、退場せずに。

○**建部議長** 議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第33号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

平成24年7月13日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案第33号についてご説明いたします。

平成24年度甲良町一般会計予算補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既決の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ124万円を追加し、歳入歳出の総額を37億8,215万9,000円とするものでございます。

1ページの第1表をお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、17款 繰入金1,544万6,000円の減額、18款 繰越金124万円、19款 諸収入1,544万6,000円の増額、歳入合計、補正前の額37億8,091万9,000円、補正額124万円、計37億8,215万9,000円。

続きまして、2ページであります。

7款 商工費、補正額124万円、歳出合計は歳入額と同額でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

それまでに、水道課長、ちょっと先ほど出した資料に基づいて補足説明を求めます。

水道課長。

○茶木水道課長 お手元の方に水道条例の、給水条例の40条の関係で試算したペーパーをお配りをしておりますので、これにつきましてご説明をいたします。

今回のこの試算の根拠でございますが、これにつきましては平成24年1月17日に刑事告発した内容により算出した額でございます。これにつきましては、下段の刑事告発に関し告訴状の告訴事実で算出した額で水道の使用量が、平成23年12月以降の水道の使用量、1日6立方メートル、それから、平成23年11月分までの水道の使用水量は1日1トンでございました。この差額の5立方メートルをもって計算をしました。期日につきましては、また請求額は平成12年8月4日、水道使用異動届を出された日を基準に平成24年1月16日までの期間でとここでちょっと書いておりますが、間違いでございまして、平成23年11月14日ということでご訂正をよろしくお願いをします。24年1月16日は間違いでございまして、23年11月14日とご訂正の方をよろしくお願いをします。

このことをふまえて4,119日、11年と100日、約12カ年分の過料請求5倍となるというふうな計算でございまして、4,119日掛ける5立法メートルで2万595立法メートルになります。それでもって1立法メートルの、1立法メートルの水道の使用単価が150円でございますので、これを掛けますと308万9,250円、これは消費税が含まれておりませんが、この額で水道条例40条の5倍ということで計算をさせていただきまして、1,544万6,250円という風な金額になりますので、この資料に基づきましてご説明をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○建部議長 質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 昨年 of 新聞報道において、山田議員が30年前とか、20年前とか、不正取水がされていたとなっているけど、町の方ではどの年数から認定して今回の過料になっているんでしょうか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今ご説明申し上げましたように、平成12年8月4日、いわゆる水道の異動届を出された日を基準とし過料請求するものでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 全協で述べられたことにちょっと触れますけど、議長、先ほどそれには触れないでということでしたけど、ちょっと、あまりにもでたらめなことをして山田議員が言っているので、ちょっとだけ補足させていただきたいと思います。補足というか、違うところを。

まず、丸山プロパンが共産党に呼ばれたと言っていましたけど、実は私が丸山プロパンに呼ばれて丸山プロパンの家へ行ったんです。そして、どういふことだといったら、実は私がパイプをつないだど。こういうことです。ですけど、山田議員の宿舎には大阪から来た日雇い人夫が沢山いると。こういうことで大阪の人夫がやったという形でいきますと言っていました。ですから、私はそれはそれでいいだろうと。おまえさんの好きなようにしなさいということでした。それでいろいろ話をしているうちに、いま一度西澤さんにも合わせてくれと。私の言いたいことがあるからということ所以在士の西澤議員宅へ連れていきました。その中でいろいろ話をしたということです。

要するに、私らが来いとか、呼んだわけではありません。私らが逆に呼ばれていっていろいろ説明を聞いたと、こういう形です。丸山プロパンも西澤議員のところへ行ったのも、連れていってくれという形で連れていったと、そういうことです。

○建部議長 ほかに。

金澤議員。

○金澤議員 9番 金澤です。

今、課長の方から水道条例の40条関係ということで資料が提出されました。ずっと目を通してみますと、1日6立米が1立米で5立米の差ということで5立米を請求したいと。それで合計、掛けると1,540万6千幾らとなりますね。先ほど私が全協のときにあなたに質問したんです、課長。山田議員の家は地下水、そしてまた、水道使用料金も払っていると、この12年間ね。その分の差額をあなたは、当然これは全部計算に入っていると。こういう、先ほど私に言いましたね。説明しましたね。この中で全然入っていませんよ、これ。こんな計算で、だから、これで納得せえと言われてもちょっと無理だと思います。今説明は要りません、私は。そういうことにしておきます。

○建部議長 理解がされていないので、再度、水道課長、お答えください。

○茶木水道課長 先ほど私が全協のときに説明をさせていただきました。この部分につきましては、平成23年11月分までの水道使用量は1日約1トンの水道を使用されていて、この分については料金はいただいております。よって、それから後に12月分以降の使用量を検針で出ますので、そのときの関係、それから調査に行ったときに水道のメーターの確認もさせていただい

て、このときの1日の水道の使用量が6立方メートルということでございますので、この差額の、いわゆる5立方メートルについて計算をさせていただいておりますので、以前からいただいている部分は差し引きをさせていただいておりますし、井戸の話を若干されておられると思いますが、井戸の部分については算定が、つないでいる管も今外されとかれると思いますが、その部分については考慮ができておりませんし、どういうふうな形の中で算定をおっしゃっているのか、その辺についてはまたご提示をいただけたらいかがなものかなというふうに思います。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 何点かお答えします。全協で新たに疑問となったことも含めましてお答えをお願いしたいんです。

1つは、金澤議員が井戸水、井戸水ということで差し引きをするようにというのがえらい主張なようでありますけども、調査の時点で井戸水との禁じられたジョイントが発見されましたよね。11月の調査で、第1回目の調査で。そのときに止水栓をとめても流れてあったわけですけども、井戸水は機能をしていましたか。つまり井戸水が常時使えるように機能がしてあったかどうか、してたかどうか。これが確認を願いたいんです。私が聞いていますのは、本人からも、つまり太一さんからも掘削の作業中、いろいろしゃべっておられました。井戸水は最近使っていないと。使えへんのやということをおっしゃいましたし、それで丸山光雄さんと井戸水はカモフラージュではないのかという会話をしていましたので、その調査の時点で井戸水との違法なジョイントがありました。井戸水が家庭内で使える機能があったのかどうか。これが1つです。

それから2つ目は、名義変更の期日、つまり請求の起点をこの資料でもいただきましたけども、そこで山田議員は私生活と、それから事業を営んでおられます。事業と私生活を水道のものとどこかで分けた取水をされているかどうかですね。メーターが2つ持っておられるかどうか。それが2つ目です。

それから3つ目は、水道の名義人になったのが平成12年8月4日ですけども、世帯主になった期日がわかりますか。住民課、掌握していただければ報告願いたいと思います。

もう一つは、これは事業をされていますので、事業主です。事業主は確定申告が必要です。初年度、一番最初に始めた確定申告の年分は幾らだったかということです。これをご報告願いたいんです。

というのは、この1日5立米の差額が生じるということでありまして、宿舎を見ているとかなり満杯に入っていた時期も周辺の方から聞いています。

その賄いの費用も全部水道、そこから取水をしているということでもありますので、その分が流されていけば、これは最低限という金額になると思いますが、その認識、最後、お願いします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 まず1点目の井戸の併用でご質問をいただいたと思います。これは、第1回目の調査のときにつながれているということで指示をさせていただいて、当時指示をさせていただいて、第2回目の確認のときにその連結については解除をされていたということを確認している状況で、以前に使われていたか、使われていなかったかは、ちょっと今は不明でございまして、今は私の方からはわかりませんので、ご了解願いたいと思います。

それと、異動届を出されている部分についてはメーターは2つあったかということでございます。これは1個でございます。2つはありません。

あと、名義の所帯とか、関係とか、そういう部分については、水道課の方については調べておりません。あくまでも使用届け出者をとということで通知をいただいておりますので、それをもって整理をしているところでございますので、所帯の確認等はしておりませんし、確定申告の方の関係についても使用量の関係でございますので調査はしておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後の、この金額は少なくともということで明確になった分、根拠をもって請求できる金額がそういう金額なんだと。つまり、少なくともこれだけは請求できるという金額を示したというように思うんですが、状況からすれば、報道にもあるように30年、25年、20年というように、本人ないしは本人の父親が記事に答えていますし、その記事が間違いだということを表示されたことは聞いておりません。ですから、そういう点では町と水道利用者との関係で言えば、山田壽一氏だけではなくて家族が利用するわけですから、最低限の金額を今回請求したんだということなのかどうか。これが漏れていますのでお願いします。

一緒に、住民課、それから税務課の方ですけれども、事業主となった日、これはかなり重要なんです。つまり、名義がそういうようになっただけであって、実際のおうちの切り回し、これが従業員との関係でも、また、家族さんとの関係でも世帯主として責任を取っていくという立場ですから、平成12年8月4日以前もそういう振る舞いをされていたはずだという点で根拠があるのではないかというように私は思っていますので、世帯主となった期日、それから事業主となった期日を掌握する必要があると思うんですが、

今わかれば答えていただきたいと思います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 世帯主とか、確定申告とかについては、先ほども私の方の水道課としてはご答弁したように、水道を使用ということで事業運営をしておりますので、使用者届に基づきまして整理をしておりますので、世帯等については把握をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、この12年8月4日、使用届を出された日ということで基準にさせていただいております。これは刑事告発をした方を対象としながら基準日をここに決めました。以前の部分についてはいろいろな報道等をされておられるわけですが、水道の今までの使用の関係から把握した中でこの日を基準ということでさせていただきました。以前の部分についてははっきりと確認ができませんので、今回は、この11年と102日を基準とさせていただきましたのでご理解ください。

○建部議長 わかるか。住民課長。

○中川住民課長 済みません。申しわけないですが、今おっしゃられている質問については、ちょっと把握を今のところいたしておりません。

○建部議長 最後です。西澤議員。

○西澤議員 西澤です。11番。

水道課長が言われましたが、質問の角度を変えますと、今回の請求はわかった分だけと。わかった分、つまり明確になった分を請求したんだということなのか、それともこれがすべてなのか。つまりこれ以外の視野はないということなのか、それとも明確になればその請求の着手行為は視野として持っているということなのかどうなのか。その点に絞ってちょっとお答えください。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今回につきましては、この部分について11年と102日を基準として請求をしていきたいというふうに思っております。今後の部分についてはどういうふうな判断になるかは、また検討は、これはしなければならぬと思いますが、今、私の段階ではこの請求で進むということで行きたいと思っております。

○建部議長 ほかに。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野です。

何点かお尋ねをいたしたいと思います。

まず、今ほどの資料、水道条例40条の関係で、これを見させていただきました。一番下の段に5倍という数字が書かれております。条例を見ます

と、5倍以下というような書き方がされてあると思うんですけども、一番マックスの5倍ということにされたのはなぜかという部分をお尋ねをいたします。

それともう1点、今ほど丸山光雄議員の方から今までの経緯とか、若干説明がございました。その中でも丸山プロパンがつないだと、今明言をされました。まさしく丸山プロパンがそのバイパス工事にかかわっていたことが明らかになっております。丸山光雄議員も知っているわけですね。改めて丸山プロパンさんを厳しく調査をしていただいて、それが間違いないのかということをはっきりとして、また報告をしていただきたい。していただけるのか。その辺もお尋ねをします。

それと、先ほど西澤議員の方からも井戸水の関係がございました。ダブルコネクションの工事がおそらく以前に行われていたのかなという思いをします。そのダブルコネクションの工事をやったのは誰なのか。それもまた丸山プロパンさんがやったのか、そういう違法な施工、まさしく認定業者でもないのにいろいろと不正な水道工事にかかわっていたということは大変、間違いないことなら大変なことなんです。全然その辺が表に出ていない。その辺をしっかりと改めて調査をしていただいて議会の方に報告をしていただけるのかが1点と、それと、最後に、先ほど来から何点か、何人かがおっしゃっておられました。まだそういった不正取水をやられているところが二十何カ所あるというふうにお聞きをいたしております。今後、水道課の方で改めてそのようにわかってありながら調べないというのはおかしいです。しっかりと調べて、いつごろにまた報告をいただけるのか、その辺も含めて3点、お尋ねをいたします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 5倍の根拠については、水道条例で5倍以下というふうな形で相当という形で解釈をされておられますが、条例に基づきまして5倍までで積算をしておりますので5倍で請求している。こんなように考えております。

それから、いわゆる器物を損壊しながらつないでいったのは誰かというふうな形の中でのご質問であろうかと思いますが、これにつきましても刑事の方で捜査をされているように思いますが、私の方からは、その辺についてはご答弁は控えさせていただきたいと思っておりますし、これからどういうふうな展開になるのかはまた刑事の方で判断をされていくものとは思っています。

それから、クロスコネクション、井戸と併用でつないでおられたというのは、これは水道の使用というのは基本的にはメーターから中については個人さんが管理していただくというものでございますので、これは誰がつないだ、

誰の責任だというよりも、施設の中については、いわゆる使用者責任ということがございますので、使用者の方でその辺についてはしっかりと整理をしていただきたいなとふうに思いますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 あと、もう1点。

○茶木水道課長 済みません。あと何か所かあるというふうにご指摘もいただいておりますが、これにつきましても、やはり厳正にはっきりと、私たちの行政の方に名前なり、はっきりとおっしゃっていただいたら、それはそれで調査に入るなり、いろんな方向をまた外部で議論をしながら、これをしっかり進めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 今、検察の方に書類送検されて、検察でこれからいろいろとお調べをされると思います。ただ、まだ結果が出ていないわけですね。今、水道課長もおっしゃるように、誰がかかわっていた、誰がした。実際誰が水をとったとかいうはっきりとした答えがまだ出ていないわけですよ。そうした中で、仮にこれがまたどういう結果になるかわかりませんが、検察側からどんな結果が届くかわかりません。仮にその限りでなかったとか、そんな結果になったときに、じゃ、これ、この水道料金とは違うかもわかりませんが、その5倍というようなマックスの倍率というのはよっぽど悪質とか、罰金でも一番、例えば最大限何百万円の罰金、何日の何とかというようなのがございますけども、この5倍という数字を当初から挙げるというのは、5倍以下というような書き方もされておりますので、その辺がもう少し、結果を見据えてからこのような数字を私は提示をされる方がいいのかな。

それとまた、当事者と本当に話をさせていただいて、ある程度納得をさせていただいた上でこのような数字を明らかにして、議会の方に出していただければ、我々も本当に悪いことは悪いでございますので、水道料金、払うものは払わなあきませんので、ただ、今この場でこれだけの数字をどうのこうのといふとなかなか難しい話がございます。そういったところも含めて、改めてもう1回、この数字があくまで1つの、今現在での仮定された数字であるかということだけもう1回確認しておきます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今回の算定させていただいた金額については、先ほども答弁させていただきましたように、5立方メートルということを根拠にこの日付、

日程でもって請求をさせていただくということでございますし、5倍については5倍までの過料ということで、これは裁量権の中で検討した結果でございますので、ご理解願いたいと思います。

○建部議長 ほか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

報道によりますと、送検されるときに新聞報道だったと思うんですが、201万という数字が1つ挙がっていたと思うんですけど、その201万という根拠は何であったのか。ただ単純なる間違いということなのか。その辺のところは1つお聞かせいただきたいのと、それから、5倍という形でございますけど、過去に過料の例が、どのような事例があるかというようなことがわかれば今教えていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど濱野議員も言われましたが、全協のときに山田議員が読み上げました文章を丸山光雄議員は肯定されました。やはり施工したのはあれだということで、丸山プロパンがやったということをおっしゃったことを言われていたということをおっしゃられます。その辺のところ、やはりそれが器物破損云々とか、いろんな問題が出てくるかと思うんですけど、これは過料とは別問題としまして、施工した業者に対する調査が必要ではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 刑事告発と新聞報道でされている200万円につきましては、ちょっと当時私も産業課長をしておりました把握しているものではございませんが、知る範囲でございますが、確定をされている範囲の中でおおむねということで、時間を設定されており、それによって算定された金額ということでございますし、ごとについてはそのときに整理をされてきたときの水量ということでございます。

それから、過去の事例等については、今、そういう資料は持っておりませんので差し控えさせていただきたいと思います。

それから、器物破損の関係につきましては、先ほどもお話をしていますように、器物破損罪では告発はしないというふうな考え方を持っております。そういうことから、費用だけの請求ということで町の方は考えておりますのでご理解ください。

○建部議長 ほか。

丸山議員。

○丸山光雄議員 私のことで確信をとれるかということですけど、私は山田太一さん、丸山善七さん、丸山プロパンですね。昔から、小さいころから一緒

に遊んだ仲です。気心もよくわかっていた仲です。この前の掘削のとき、私、現場にいました。その現場で私が1人いたときに、山田太一さんが私のそばへ来て、実は丸山善さん、丸山善七さんのことを善さん、善さんというんですけど、善さんに私が頼んだんやと。パイプをつないでくれと。こういうことをはっきり言われました。そういうことで、私は初めから尋ねたんでなしに向こうから言ってくれた。丸山プロパンの場合もそうです。私は証言してくれとも何も言っていません。私がやったんだけど、実は山田壽一議員の宿舎には大阪から来たいろんな職人らしい人がいっぱいいると。こういう形で、ですから、丸山善七さんが大阪から来た職人でやったということにするからこうしてくれと。それならそれでよろしいですと、私もそういうふうに思っているからという形で了解しました。

ですから、私ら、呼んで聞いたわけじゃないんです。何回でも。何回か話をしまいたけど。向こうから来て、こうやってこういう話でこうだということで、それで西澤議員のお宅にも連れていきました。連れていってくれということで。こういうことなんです。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようでしたら、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 補正予算に関しては、賛成討論を行います。

この議案には、山田議員に対して不正取水相当額を請求する内容が含まれており、私は長寺に住む議員としても、不正の根を断ち、公平で明るい地域をつくりたいと願う立場から賛成討論を行います。

山田議員は、昨年12月13日の中日新聞で、不正取水がわからなかったらええと思っていたけど、認識が甘かったと記者会見の中で話をしていました。この記事を山田議員は否定していません。私は同じ長寺の議員として、このような不正に手を染め、何の反省もしていない山田議員の態度を見るにつけ、本当に情けないと思います。山田議員が父親がやったとか、やったが私は責任をとると新聞記者に言ったことが本当であるならば、町が請求する8年間だけでなく、父親がやったという30年の損害金を進んで払うのが当然だと思います。

この際、長年盗水疑惑がありながら、町行政は実に弱腰で調査もせずに放置してきた過去の態度を根本から改めるよう強く要望するものです。山田議員に対する請求について、新たな事実が明確になれば、以前の金額も請求することを強く求めておきたい。今回極めて不十分ながら、町は不正取水の相

当額を請求する決断をしたことは非常に評価し、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 9番 金澤です。

私は、今回の議案の提案には、反対討論をしたいと思います。

というのは、行政は本人が採算、私は前もって断っておきますけど、盗水は認めるものでもありませんし、やはり許せるものでもない。行政として毅然とした態度をとるべき。過料の分も含め、本人が納得したら、これは当然払うべきものだと私は思っています。

しかし、今日の議会は、行政はこれだけのことを出してくるならば、やっと資料が遅れて出てきましたけれども、本来なら本人がもっと前に水道課に幾らになる、払いたいと自主的に申し上げているにもかかわらず、一向にその積算基準も示さずに、今日ぽっとこういうふうに金額だけ出してきて、議会で議決せえと。これはちょっといかがなものかと思えますし、それが1点。

そして2点目は、先ほどから言っていますように、西澤議員も言っていますし、丸山議員も言っています。25人の疑いがある、盗水の疑いがある。その人たちのこれから全部摘発をしていったら、今の5倍の金額ですね。全部それを過料に科せるのか、そんなような議論が少しもなっていない。本来ならそういうことを整理しながらやっていくべきものだと私は思っています。

これは、今回、ただ山田議員の過料問題だけじゃない。当然私は本人と行政が水道との話ができたなら、当然それは払うべきものは払う。それも説明もなしにやったということに対して、先ほど申しましたようにこの2点。

それで、私は、この問題は9月議会までにいろいろ行政も整理して、やはり問題点、今後のことも含めてどうしていくかという議論をしていって、その中で決めていったらどうかと。だから、私は今日の採決には反対いたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

私も金澤議員同様、反対討論をさせていただきます。

当然盗水問題、大変な問題というふうに私は考えております。不正は不正で、ただすべきことはただす。それが当たり前のことでございます。ただ、本当に7月に急遽臨時議会が開かれて、この過料の問題が表に出てきました。私たちは一向にこのようなことが、なぜ今こんなすぐに、急遽決めなければならないのかなという、大変疑問を感じております。まさしく今、検察当局の方にも、書類も送検もされまして、これから本当に事実解明のためにいろ

いろと審査を、調査をされるという段階でございます。そうした中で、こういった数字を今、本当にいろんな資料を提出をしていただいて、いろんな議員さん、知らない議員さんも沢山おられますので、本当にこれでいいのか、これが正解なのかという部分をもう少し時間をかけてしっかりと把握した上で、また調査をするべきだというふうに思います。

また、金澤議員もおっしゃっていましたが、近隣にも、まだ二十何軒かのこういう疑いの家があるというふうにもお聞きをいたしております。そういったことも含めてしっかりと調査をして、本当に甲良町に盗水が根絶するようしっかりとした対応を今回を機にやるべきだというふうに私は思います。そういうことも含めてすべて調査をして、今後どうするかというようなことも含めて本日、この場でこのような数字を提示をされて議決をするということは、もう少し時間をかけてしっかりと調査をした上から9月議会、また以降、臨時議会を開いてでも結構でございますので、それから判断をされた方が私はいいのかなというふうに思います。

以上、反対討論といたします。

○**建部議長** ほかに。

木村議員。

○**木村議員** 全協のときにも申しましたけど、いろんな激論があって当然だなと思っておるんですが、今、ちょっと聞いておまして、不正取水というのがいわゆる出てきてしまったわけです、去年の12月に。でも、私の思いですけど、これもやっぱり談合疑惑に絡んでおるというふうに私は理解しております。6月の議会でも話させていただきましたけど、資格がないのに入札に行かれたということから始まった一件だと思います。ですから、野瀬元主監がやめられたとか、恐喝未遂で捕まえられたとか、建設業法違反であるとか、今回の盗水問題というふうなことは、あの資格がないのに入札に行かれたことがなかったら何も起こっていなかったというふうに、盗水はもちろんあかんことですよ。あかんことですが、表面化はしていなかったと。そのうちに議員である山田議員は気がついて、こんなことはあかんがなということで、途中でも気がついてやめられておったら表面化していなかったんじゃないかというふうなふうに思います。

それと、今回の議案ですけど、先ほども、全協でも申しましたけど、この一般会計で受けるという受け皿をつくるということでの議案だと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○**建部議長** 傍聴は静かにしてください。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

この平成24年度の一般会計の補正予算の反対論者の意見を聞いていますと、濱野議員、断固やる、断固やってほしい。断固やるからこそその一步を踏み出さなければ、これは遅かったんですよ。12月8日に掘削をしてわかって、町は鋭意努力していたというのが、今水面下の努力がわかりました。告発、1月17日にこの計算根拠をちゃんとされているんです。そういう点では、請求をする点で、私はこの部分ではしっかりとやろうということで北川町長のもとで歩み始めているというのを評価したいと思うんです。

それから、濱野議員が本人と話し合っただけと言われました。この点については黙っておくことができません。私と丸山議員は、掘削の日、職員にはいろんな点で聞いていました。家族からの妨害がかかる可能性があるというので警察官も行かれましたし、職員異例の5人が配置をされました。議会でも私と丸山議員は、やはり見届ける必要があるというので見に行きました。案の定、大きなうなり声が聞こえました。丸山議員の工場のところに車を止めさせてもらって歩いていきましたが、その時点で大きな声が漏れてまいりました。つまり調査を妨害する点で入らさないというので家族が前に立って非常にうなっていましたし、山田議員も、なぜ西澤と丸山を連れてきたんやと。丸山光雄議員を連れてきたんやとうなっておられました。という点でも、正常に調査できない状況だったんですよ。そういう点で、話し合いで物事をつける、もちろんそうですよ。濱野議員は話し合いで物事をつけて官製談合の問題でもやっていたんだというように思いますが、そういう点では今回一步踏み出すんです。私は党を代表して賛成討論を行います。

水道水は、町内の全家庭が利用している町民共有の財産です。公平公正な運営でこそ水道事業が守られることは誰も否定できない事実です。しかし、それは事業管理者が不正は断じて許さない立場を明確にしなければ信頼される事業になりません。山田議員宅の不正取水事件が明らかになり、バイパス管の接続に関係した業者が、山田議員だけでなくほかにも多数あることをほのめかしていることからしても、山田議員宅の不正取水事件の刑事責任と損害請求という両面から追求することをいささかもあいまいにすることは許されません。放置しておくならば公平負担の原則が乱暴に破壊されることは火を見るよりも明らかです。また、公営企業として正面から向き合うことが厳しく求められているのではないのでしょうか。

今回、不十分ながら、不正取水相当額の請求と過料を科すことに踏み切った勇断を、大いに私は評価するものです。その上で不正期間について、山田議員が新聞の記事の中で話している事実関係の裏づけを徹底して調査をし、今回の期間だけではなく、接続した時期を20年前、30年前、35年前と事実即して断固として請求する必要がありますし、1日5立米の差額以上

の差額が発見すれば、それも請求する必要があります。少なくとも現在明確な15年前からの請求は既に開始をしなければならぬと私は思っています。山田議員は、バイパス管が発覚した当初から、私がやったことではないことを強調し、父がやったことに責任をとる。15年前からやっていたことを8年前にわかり、怒って撤去したなどと説明し、あたかも自分の犯行でないかのように振る舞い、町民を欺いてまいりました。

しかし、今年1月、北川町長の告訴を受け、山田議員みずからの犯行容疑として書類送検された事実は重く受けとめなければなりません。もはや父親がやったことなどという言い訳は通用しないのです。バイパス管の接続には関係ないかのような振る舞いも事実からして間違いであることを指摘しなければなりません。

それは、昨年の掘削調査の発端であるバイパス管設置の土木工事を手助けをした業者の申告があったからにはほかなりません。今回、彦根警察署が、議員の犯罪に対し書類送検という甘い対応を行ったことについて疑問を挟んでおきたいと思えます。恐喝未遂事件と比べても公平公正さを欠くものと言わざるを得ないと考えます。

最後に、税金から報酬を受け取る町議会議員が、町民の共有財産である水道事業を食い物にして、長年にわたって水道水を平然と盗み続け、分からなかったらええと思っていたけど認識が甘かったなどと考えていること自体、極めて許しがたいことであります。山田議員が任期中受け取った議員報酬は、推定で計算しますと約2,000万円となります。山田議員の言いわけから見ても、当初立候補の時期から不正取水で不当な水道料金という利益を得ていたことを知りながら、一方で公民としての議員報酬を受け取っていたこととなります。町民の代表としての町議会議員としてあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる議員の地位とは断じて両立しないことを自覚し、みずから辞職すべきであることを申し上げておきたいと思えます。

今回の補正予算には、住宅リフォームと太陽光発電パネル設置の補助拡充の予算が計上されており、町民の願いであります暮らしの応援、大工さんの応援などに町民の願いをかなえるものとして評価をいたしたいと思えます。改めて、水道不正取水の相当額と過料を請求するに至った決断を大いに評価をして賛成討論といたします。

○**建部議長** これをもちまして、討論を打ち切ります。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第33号は否決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は、臨時議会を開催をさせていただきました。9時から始まりました全員協議会、非常に激論が交わされました。そして、先ほどの採決で非常に私にとっては残念やなと思っております。否決という結果が出ました。水道の不正取水の過料、これについては1月に刑事告発をいたしました。これは山田議員宅の不正取水について刑事罰での告訴をしたということでもあります。その結果、本人および関係者の出頭をいただき、警察で調査もされたことと伺っております。そのことについては検察の方に書類が送検をされました。したがって、刑事訴訟については検察が最終判断をするということになります。

私どもは、今回過料、これは過料の過は過ちなんですね。過ち料、別名そう言います。不正取水に対して過ちをした分について、行政罰として請求をするということです。だから、この請求については山田議員の方から、また弁明なり、私は出してもらっていいと思うんです。そして、これは最終、民事で結論ができるのかなというような思いもいたしております。

しかし、山田議員も社会的地位の立場にある人ですので、今までの反省をふまえて、信頼回復に向けてしっかりした判断をして取り組んでいただきたいということを期待も申し上げておきます。

甲良町、いろんな形で印象の悪い、そういうニュースが時折流れます。行政としても早く信頼回復に向けて取り組んでいかなければならない。そういう思いで職員も一生懸命頑張っております。これからも、今日の議会の中で特に、およそ25人ぐらいいるであろうという、そういう話も出ておりますが、しっかりとした根拠があれば調査に入ることです。やみくもに入るということは、これはできません。議員の場合は皆さんから署名をしていただいて、私のところ、調べてもらっても結構ですよと承諾をいただいたから調査ができた。ただ一般家庭、2,500所帯、じゃ、皆さん、それをしてくれるんですかということになると非常に難しい。そういう中で、あの人、盗水しているのと違うかという話がうわさとして出ます。が、しかし、そのことを、いや、必ずこれはやっているんやということを断言してもらって、その中で調査を入ることと、それ以外に今後水道メーターの交換等い

ろいろいろございますので、そういう中で調べられる範囲は調べていくということもお約束を申し上げまして、甲良町の水道、これは町民の財産であります。不正のない、そして、安心して安全な水を供給する立場の我々として一生懸命取り組んでもいきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いを申し上げます、閉会にあたってのあいさつとします。

本日は、ご苦労さんでございました。

○**建部議長** 町の議会、議員の良識が問われる今回の議会、まことに残念な結果になりましたが、これをもって、平成24年第3回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 金 澤 博